

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 179

告 示

○一般競争入札による道有財産(土地)の売り払い…………… (管財課) 180

○公募抽選による道有財産(土地)の売り払い…………… (管財課) 181

○一般競争入札の資格に関する公示…………… (計画室) 182

○一般競争入札の実施…………… (計画室) 183

○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定の一部改正…………… (総合企画部総務課) 184

○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その5)…………… (総合企画部総務課) 184

○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その3)…………… (保健福祉部総務課) 185

○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正… (保健福祉部総務課) 189

○生活保護法による指定医療機関の取消し…………… (保護課) 190

○平成15年度砂利採取業務主任者試験の実施…………… (資源エネルギー課) 190

○土地改良区の定款の変更の認可…………… (土地改良指導課) 191

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (土地改良指導課) 191

○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (土地改良指導課) 191

○一般競争入札の実施…………… (水産林務部総務課) 191

○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 192

○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) 192

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 193

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 196

○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課) 196

○公共測量の終了の通知(2件)…………… (建設部総務課) 197

○道路の区域の変更…………… (道路整備課) 197

○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課) 197

○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (砂防災課) 197

公 表

○平成15年度北海道改良普及員資格試験の合格者…………… (農業改良課) 198

支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(3件)…………… 198

道地方労働委員会訓令

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の一部を改正する訓令 199

○北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令 200

道収用委員会告示

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道収用委員会規程及び北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正…………… 201

道警察本部告示

○一般競争入札の実施…………… 202

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇北海道行政組織規則の一部を改正する規則(規則第108号)

1 趣旨及び内容

新たに室蘭土木現業所の出張所の総合治水事務所に次長及び主査を設置できるとし、その職務について定めることとするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、平成15年10月1日から施行することとした。

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第108号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第11の(2)の表中	「 土木現業所の ダム建設事務	を	「 土木現業所の ダム建設事務 所 室蘭土木現業	に、

所
」
所の出張所の
総合治水事務
所

「保健所の支所
土木現業所の
出張所」を
「保健所の支所
土木現業所の
出張所
室蘭土木現業
所の出張所の
総合治水事務
所」に改める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

告 示**北海道告示第1695号**

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	面積(㎡)	入 札 執 行 日 時
名寄－1	名寄市西7条北2丁目2番	347.10	平成15.10.28午後1時30分
名寄－2	名寄市西7条北2丁目3番	347.10	同 午後2時
留萌－1	留萌市沖見町4丁目12番62	2,060.64	同 15.10.29午後1時30分
北見－1	北見市柏陽町571番1	1,104.35	同 15.10.30午後1時30分
紋別－1	紋別市潮見町2丁目4番26	280.11	同 15.10.31午前10時
釧路－3	釧路市星が浦南6丁目9番8	4,597.28	同 15.10.27午後2時

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 名寄－1～2
旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁総務部会計課管財係
電話番号 0166-46-5111 内線 2224
- (2) 留萌－1
留萌市住之江町2丁目1－2 北海道留萌支庁総務部会計課管財係
電話番号 0164-42-1511 内線 2224
- (3) 北見－1、紋別－1
網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課管財係
電話番号 0152-44-7171 内線 2224
- (4) 釧路－3
釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁総務部会計課管財係
電話番号 0154-41-1131 内線 2224

4 入札執行の場所

- (1) 名寄－1～2
名寄市西4条南2丁目 北海道上川支庁名寄合同庁舎 2階会議室
- (2) 留萌－1
留萌市住之江町2丁目1－2 北海道留萌合同庁舎 2階講堂
- (3) 北見－1
北見市青葉町6番6号 北見道税事務所 大会議室
- (4) 紋別－1
紋別市幸町6丁目 北海道網走支庁紋別総合庁舎 2階会議室
- (5) 釧路－3
釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路支庁別館 会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 名寄－1～2

提出期限 平成15年10月23日（木）

提出場所 北海道上川支庁総務部会計課管財係

(2) 留萌－1

提出期限 平成15年10月23日（木）

提出場所 北海道留萌支庁総務部会計課管財係

(3) 北見－1、紋別－1

提出期限 平成15年10月27日（月）

提出場所 北海道網走支庁総務部会計課管財係

(4) 釧路－3

提出期限 平成15年10月23日（木）

提出場所 北海道釧路支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1696号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(㎡)	売却価格	抽選日時
旭川－1	旭川市7条西4丁目2523番4	宅地	217.90	10,170,000円	平成15.10.28午前9時30分

旭川－2	旭川市7条西4丁目2523番21	宅地	217.90	9,570,000円	同 午前9時50分
旭川－3	旭川市東光6条東3丁目407番158	宅地	268.37	9,460,000円	同 午前10時20分
釧路－2	釧路市春日町3番16	宅地	327.24	9,880,000円	同 15.10.27午後1時30分

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3 応募の条件

(1) 応募区画数は、1世帯（1事業者）につき1区画とする。

(2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならない。

(5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

(8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

(1) 旭川－1～3

旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁総務部会計課管財係

電話番号 0166－46－5111 内線 2224

(2) 釧路－2

釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁総務部会計課管財係

電話番号 0154－41－1131 内線 2224

5 公募抽選の場所

(1) 旭川－1～3

旭川市永山6条19丁目 北海道上川合同庁舎 3階301号会議室

(2) 釧路－2

釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路支庁別館 会議室

6 公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

(1) 旭川－1～3

提出期限 平成15年10月23日（木）

提出場所 旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁総務部会計課管財係

電話番号 0166-46-5111 内線 2224

(2) 釧路－2

提出期限 平成15年10月23日（木）

提出場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁総務部会計課管財係

電話番号 0154-41-1131

7 買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては、契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1697号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年9月26日に一般競争入札の公告を行うPFI基礎調査委託業務契約

(2) 資 格 PFI基礎調査委託業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 PFI基礎調査委託業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 平成15年9月26日直前の納期までの道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 平成15年9月26日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 本業務に従事できる調査研究員を6名以上有していること。
- (7) PFIに関する導入可能性調査の実績又はPFI手法に関する研究・調査の実績があること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する「中小企業等共同組合」（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び提出方法

(1) 申 請 の 時 期 平成15年9月26日（金）から10月2日（木）まで（土曜日及び日曜日は除く。）

ア 受 付 時 間 午前9時から午後5時まで

イ 申請書の提出方法 持参するものとし、郵送等は、認めない。

(2) 申 請 書 の 提 出 先 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提 出 先 の 名 称 北海道総合企画部計画室

イ 提 出 先 の 住 所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資 格 審 査 の 再 申 請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有するものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、４の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。	5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 ３に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便又は電報による入札 認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の金額が最低である者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年９月26日（金）から10月２日（木）まで (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北３条西６丁目 北海道総合企画部計画室 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取り扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部計画室 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北３条西６丁目
---	---

北海道告示第1698号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 P F I 基礎調査委託業務
- (2) 業 務 内 容 入札説明書及びP F I 基礎調査委託業務処理要領による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成16年 2月13日まで
- (4) 納 入 場 所 札幌市中央区北 3条西 6丁目 北海道総合企画部計画室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1697号に規定する P F I 基礎調査委託業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 3条西 6丁目 北海道総合企画部計画室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3条西 6丁目
北海道庁赤れんが庁舎 2階 4号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年10月 6日（月）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

電話番号 011-231-4111 内線 23-725

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1699号

平成15年北海道告示第543号（平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

6 新千歳空港国際航空定期便就航促進奨励事業の項中「のうち4月から7月までに要する経費」を削る。

北海道告示第1700号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

(総合企画部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
バス利用促進等総合対策事業 自動車事故防止対策と合わせて、バス等公共交通機関の利用促進及び自家用車と公共交通のバランスのとれた都市交通体系を確立していくため、予算の範囲内で補助する。	市町村（政令指定都市及び路線バス事業者としての市町村を除く。） 路線バス事業者 バス協会 その他知事が適当と認める者 ただし、個別対策事業のうち公共交通移動円滑化設備整備にあつては、路線バス事業者に限る。	次に掲げる事業に要する経費（用地費及び事業実施に要する経費に係る消費税及び地方消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分を除く。） (1) オムニバスタウン整備総合対策事業 (2) 交通システム対策事業 (3) 個別対策事業 ア 施設等整備 イ 車両改善	6分の1以内 （調査に要する事業費については、4分の1以内とする。） 8分の1以内 10分の1以内 （安全性・利便性の向上に特に配慮したバスターミナルの整備に係る補助率は、6分の1とする。） 10分の1以内 （超低床ノンステップバスを導入する事業であ	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） その他別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 その他参考となる書類	提出部数 1部 提出期限 平成15年10月31日 提出先 総合企画部交通企画室交通企画課	

			って、補助年度の前年の乗合旅客輸送部門で経常損出を生じている者の申請に係る補助率は、8分の1以内とする。公共交通移動円滑化設備整備に係る補助率は、8分の1以内とする。） 4分の1以内				
		(4) 実証実験・実証運行事業					

北海道告示第1701号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年 9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

(保健福祉部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 看護師等養成事業 看護師養成所の教育内容の強化及び充実を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協同組合連合会 国家公務員共済組合及びその連合会 健康保険組合及びその連合会 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 学校法人及び準学校法人 医療法人	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）の運営に必要な次に掲げる経費 1 教員経費 （1）専任教員給与費 （2）専任教員人当庁費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、備品購入費、役務費（通信運搬費に限る。）、福利厚生費 （3）部外講師謝金 （4）委託料（上記教員経費のうち(1)～	10分の10以内	共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 保福第15号様式 保福第16号様式 保福第17号様式 保福第18号様式 保福第167号様式 その他別に指示する様式	共通第31号様式 保福第15号様式 保福第16号様式 保福第17号様式 保福第18号様式 保福第167号様式 その他別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 保健福祉部医療政策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

	民法法人 （医療法人及び民法法人については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限る。）	（3）に該当するものとする。） 2 事務職員経費 （1）専任事務職員給与費 （2）委託料（上記専任事務職員給与費に該当するものとする。） 3 生徒経費 （1）事業用教材費 （2）臨床実習経費（消耗器材に要する経費に限る。） （3）委託料（上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 （1）報償費（実習施設謝金） （2）委託料（上記報償費に該当するものとする。） 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 （1）実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費及び修繕費に限る。）、役務費（保険料及び手数料に限る。）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）並びに使用料及び賃借料に限る。） （2）看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費及び食糧費（会議費）に限る。）、役務費（通信運搬費）並びに使用料及び賃借料に限る。） （3）委託料（上記へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。）						
2 看護師等養成所整備事業 看護師等養成所における施設設備整備を促進し、看護職員の養成力の充実等を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 日本赤十字社 社会福祉法人 北海道厚生農業協同組合連合会 健康保険組合 健康保険組合連合会 国民健康保険組合						提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 提出先 する日 保健福祉 部医療政 策課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

	国民健康保険団体 連合会 学校法人 準学校法人 民法法人 医療法人 （医療法人及び民 法法人については、 学校教育法第82条 の2の規定による 「専修学校」又は 同法第83条の規定 による「各種学 校」の認可を受け ている者に限る。）						
(1) 施設整備事業		保健師助産師看護師法（昭和23年法律 第203号）に基づき指定を受けることの できる保健師、助産師、看護師及び准看 護師の学校又は養成所（ただし、学校教 育法第1条に規定する学校は除く。）の 新築、増改築に要する工事費又は工事請 負費（ただし、次に掲げる費用を除 く。） (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通 路敷設に要する経費 (3) 設計その他工事に伴う事務に要す る費用 (4) 既存建物の買収に要する経費 (5) その他の整備費として適当と認め られない費用	12分の7以内	共通第18号様式 共通第20号様式 保福第19号様式 保福第20号様式 その他別に指示 する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第20号様式 その他別に指示 する様式		
(2) 設備整備事業		保健師助産師看護師法に基づき指定を 受けることのできる保健師、助産師、看 護師及び准看護師の学校又は養成所（た だし、学校教育法第1条に規定する学校 は除く。）の在宅看護実習室に必要な備 品購入費	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町 村である場合を	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 その他別に指示 する様式		

					除く。） 保福第33号様式 その他別に指示 する様式			
(3) 看護師等養成所静脈注射実習設備整備費		保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。）の静脈注射実習に必要な静脈注射シミュレーター又は自動輸液ポンプの備品購入費	2分の1以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式 その他別に指示 する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 その他別に指示 する様式			
3 じん臓機能障害者通院交通費補助事業 じん臓機能障害者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	別記1による。	じん臓機能障害者が人工透析療法による医療の給付を受ける場合の通院に要する経費	別記2による。	保福第121号様式 通院証明書 住民票等、申請者の属する世帯の世帯員全員を確認できる書類 身体障害者手帳の写し 申請者及び申請者の所属する世帯の前年分の所得額及び所得税額の課税状況が確認できる書類		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	実績報告は、要しない。	

別記1

通院交通費補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北海道の区域内に居住し、じん臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) じん臓の機能障害を更生するため、居住地以外の市町村に所在する医療機関に通院し、人工透析療法による医療機関の給付を受けている者

- (3) 補助の対象となる者の前年の所得及び補助の対象となる者の配偶者の前年の所得又は補助の対象となる者の扶養義務者で当該補助の対象となる者の生計を維持する者の前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、次の表に定める額を超えない者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の移送費等、他の法令等により通院交通費相当分の給付を受けていない者
- (5) 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年4月1日J R北海道公告第4号）による鉄道

の旅客運賃割引を受けていない者

(6) 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がない者（ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は除く。）

ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多いため受診できない者

イ 当初に受診した医療機関に継続して通院が必要な者

ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析療法が必要な者

エ 仕事の都合により夜間に人工透析療法を行う必要がある等、時間的制限のため居住する市町村の医療機関を受診できない者

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0 人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円）を加算した額

扶養義務者等所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0 人	6,287,000円
1 人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別記2

補助金額は、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

1 所得税非課税世帯に属する者

別に定める基準額により算出した1箇月ごとの補助対象経費（以下「経費」という。）を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を

乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- (1) 5,000円以下の金額 0
(2) 5,000円を超え2万円以下の金額 2分の1
(3) 2万円を超える金額 10分の10

2 所得税課税世帯に属する者

経費を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- (1) 1万円以下の金額 0
(2) 1万円を超え3万円以下の金額 2分の1
(3) 3万円を超え5万円以下の金額 3分の2（前年分の所得税額が4万2,000円以下の者については、3万円を超える金額につき10分の10とする。）
(4) 5万円を超える金額 10分の10

北海道告示第1702号

平成10年北海道告示第500号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

保福第121号様式を次のように改める。

保福第121号様式（第3条第2項、第5条第1項）

事業実績及び補助金等交付申請額算出内訳書

申請者氏名

1 身体障害者手帳の所有状況
番号 障害等級 級

2 医療機関への通院状況
(1) 人工透析療法を受療している医療機関名及び所在地
名称
所在地

(2) 申請者の住所地から医療機関の所在地までの距離 km
(そのうちJ Rを利用する距離 km)

(3) 通院の際利用する交通機関

(4) 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合の申請理由（アからオまでのいずれかに○をし、オの場合は具体的に記載すること。）

ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多く受診できないため

イ 当初に受診した医療機関へ継続して通院が必要なため

ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析が必要なため

エ 仕事の都合で夜間に人工透析を行う必要がある等、時間的制限により、居住する市町村の医療機関を受診できないため

オ その他（ ）

3 補助金等交付申請額算出内訳

月 区 分	単 価 (片道分) a	通 院 回 数 b	補助対象経費 (通院に要した経費) $c = a \times 2 \times b$	補助率 d	補 助 金 等 交付申請額 $e = c \times d$	
年 月	円	回	円	要 綱 第 4 の 定 め に よ る	円	
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
計						

注1 この様式は、じん臓機能障害者通院交通費に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 この様式には、次の書類を添付すること。

(1) 身体障害者手帳の写し

(2) 医療機関の通院証明書

(3) 住民票等、申請者の属する世帯の世帯員全員を確認できる書類

(4) 次の者についての前年の所得額及び所得税額を確認できる書類

ア 申請者

イ 配偶者

ウ 申請者の子、父、母、孫、祖父母その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、申請者の生計を維持している者

エ 申請者の属する世帯にアからウまでの者以外で前年に所得税を課された者

がいるときは、その者

※前年の所得額及び所得税額を確認できる書類の例は、次のとおりである。

(ア) 自 営 業 者 前年分の確定申告書の控え（又は写し）等

(イ) 給与所得者 前年分の確定申告をされた者は、確定申告書の控え（又は写し）等、前年分の確定申告をされていない者は、給与所得の年末調整済みの源泉徴収票等

(ウ) 申請者の属する世帯の所得税額の合計が0円の者 市町村民税課税証明書等

3 2の(4)について、イからエまでのいずれかに該当する場合は、医療機関の通院証明書に当該内容について証明を受けること。

北海道告示第1703号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 医 療 機 関 の 名 称 北見脳神経外科病院
- 所 在 地 北見市三輪36番地1
- 取消しの効力発生日 平成15年9月22日

北海道告示第1704号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成15年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 試験期日及び試験時間 平成15年11月7日（金）午前10時から正午まで
- 試験地及び試験場所
 - 試 験 地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
 - 試 験 場 所 受験票により受験者に通知する。
- 試 験 科 目
 - 砂利の採取に関する法令
 - 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受 験 願 書 提 出 先 受験希望地に所在する支庁の経済部商工労働（観光）課に提出すること。

5 受付期間及び受付時間 平成15年10月1日（水）から22日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで。
なお、郵送等の場合は、平成15年10月22日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

- 6 提出書類
- (1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号。）様式第9によること。）
- (2) 写真（手札型（縦5cm、横4cm）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）
- 7 受験手数料 受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。
- 8 その他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁経済部商工労働（観光）課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第1705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年9月18日、篠津中央土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、当麻土地改良区が管理する当麻川4号頭首工に係る管理規程を認可した。

平成15年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

当麻川4号頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1707号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年9月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
丸瀬布	中山間地域総合整備（農道、農用地開発、暗きょ、農用地改良保全）	北海道網走支庁
早来	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水、暗きょ、農道）	北海道胆振支庁
南幕別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良、区画整理）	北海道十勝支庁

北海道告示第1708号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- | | | |
|-------------|------------------|-----|
| パーソナルコンピュータ | ノートパソコン | 20台 |
| | 省スペース型デスクトップパソコン | 11台 |
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年11月14日
- (4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階1号会議室
- (2) 入札日時 平成15年10月17日 午後2時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除及び納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提 出 期 限 平成15年10月8日
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道水産林務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 28－129
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1709号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 天塩郡遠別町字北里337・411（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、336の2、399、401、404、407、410
- 2 指 定 の 目 的 干害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1710号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ2005の4・2006の1・2006の3・2006の4・2006の6・2007の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2007の4
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支

庁経済部林務課及び豊富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1711号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡常呂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡端野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び端野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び置戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

11(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡常呂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 保安林予定森林の所在場所 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

13(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡端野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び端野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

14(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。)

15(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡佐呂間町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。)

16(1) 保安林予定森林の所在場所 網走市字大曲104の2、104の3、105の2、133の2、134、字呼人824の5、848の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び網走市役所に備え置いて縦覧に供する。)

17(1) 保安林予定森林の所在場所 士別市温根別町3798の1

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び士別市

役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 18(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡上富良野町1948の206（次の図に示す部分に限る。）、1948の23、1948の259、1948の263から1948の265まで、1948の448、1948の475、1948の528、1948の529、1948の724、1948の725、1948の770から1948の775まで、1948の807から1948の810まで

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 19(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字稲里333の8地先（次の図に示す部分に限る。）、333の3（次の図に示す部分に限る。）、333の1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 20(1) 保安林予定森林の所在場所 阿寒郡鶴居村字幌呂原野239の1地先・240の1地先・389地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、239の1・240の1・299の2・389・390・598の

1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、299の5

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び鶴居村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1712号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 帯広市以平町449の1・451の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 帯広市以平町451の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び帯広市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1713号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ 1 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町乙忠部1971の3、1977の3、上音標1683の5、1683の6、1689の6、風烈布1669の3、1678の4、1751の3 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅		区 間 変更前後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との重複区間 美幌市字茶志内3099番29地 前 23.00mから29.88mまで 100.00m — 先から美幌市字茶志内3099番29地先まで 後 23.00mから29.88mまで 100.00m —	
北海道告示第1714号 函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。 平成15年9月26日		北海道告示第1717号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日	
北海道知事 高 橋 はるみ 1 作業種類 公共測量（座標変換） 2 作業期間 平成15年6月5日から9月3日まで 3 作業地域 瀬棚町		北海道知事 高 橋 はるみ 1 道路の種類 道道 2 路 線 名 貫気別振内線 3 道路の区域	
北海道告示第1715号 網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。 平成15年9月26日		区 間 変更前後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との重複区間 沙流郡平取町字貫気別81番 前 8.00mから11.50mまで 100.00m 道道平取静内線 5地先から沙流郡平取町字 貫気別90番3地先まで 後 15.00mから18.50mまで 100.00m 重複L＝6.00m 道道平取静内線 重複L＝18.50m	
北海道知事 高 橋 はるみ 1 作業種類 公共測量（1・2・3級基準点測量） 2 作業期間 平成15年6月6日から9月10日まで 3 作業地域 網走市		北海道告示第1718号 昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所並びに奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。 平成15年9月26日	
北海道告示第1716号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日		北海道知事 高 橋 はるみ 3後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(4)奥尻海岸の奥尻町の項海岸保全区域の欄6の事項中「及び基点P53と補点㊶」を「、補点㊶と基点L－1を結ぶ線、基点L－1から基点L－6までの各点を順次に結ぶ線、基点L－6と基点K－9を結ぶ線、基点K－9と基点K 8－1を結ぶ線、基点K 8－1と基点K 8を結ぶ線、基点K 8と基点K 7－2を結ぶ線、基点K 7－2と基点K 7－1を結ぶ線、基点K 7－1と基点K 7を結ぶ線、基点K 7と基点K 6を結ぶ線、基点K 6と基点K 5－1を結ぶ線、基点K 5－1と基点K 5を結ぶ線、基点K 5と基点L－7を結ぶ線、基点L－7と基点L－8を結ぶ線、基点L－8と基点L－9を結ぶ線及び基点P53と基点L－9を結ぶ線」に改め、同事項の「注2」中「補点㊶ 基点P53から方向角150度00分00秒の方向190.00メートルの地点」を「補点㊶ 基点P53から方向角150度00分00秒の方向190.00メートルの地点	

基点L－1 補点Lから方向角260度56分12秒の方向25.27メートルの地点
基点L－2 基点L－1から方向角322度26分14秒の方向100.41メートルの地点
基点L－3 基点L－2から方向角60度26分15秒の方向3.51メートルの地点
基点L－4 基点L－3から方向角332度55分27秒の方向3.01メートルの地点
基点L－5 基点L－4から方向角60度29分31秒の方向5.40メートルの地点
基点L－6 基点L－5から方向角333度21分49秒の方向3.59メートルの地点
基点L－7 基点K 5から方向角323度10分35秒の方向2.48メートルの地点
基点L－8 基点L－7から方向角220度19分07秒の方向2.86メートルの地点
基点L－9 基点L－8から方向角316度47分43秒の方向11.96メートルの地点
基点K 5 基点K 5－1から方向角308度53分37秒の方向11.29メートルの地点
基点K 5－1 基点K 6から方向角45度55分56秒の方向2.13メートルの地点
基点K 6 基点K 7から方向角312度40分44秒の方向6.70メートルの地点
基点K 7 基点K 7－1から方向角307度49分11秒の方向6.10メートルの地点
基点K 7－1 基点K 7－2から方向角307度49分23秒の方向7.17メートルの地点
基点K 7－2 基点K 8から方向角307度48分13秒の方向2.39メートルの地点
基点K 8 基点K 8－1から方向角332度40分28秒の方向12.06メートルの地点
基点K 8－1 基点K 9から方向角332度39分17秒の方向2.27メートルの地点
基点K 9 基点L－6から方向角240度56分30秒の方向1.47メートルの地点」
に改め、同欄7の事項中「基点P 1と補点㊿を結ぶ線、補点㊿から補点◎までの各点を順次に結ぶ線及び基点P 9と補点◎を結ぶ線」を「基点P 9と補点◎を結ぶ線、補点㊿から補点◎までの各点を順次に結ぶ線、補点㊿と基点A－1を結ぶ線、基点A－1から基点A－5までの各点を順次に結ぶ線、基点A－5と基点K 4を結ぶ線、基点K 4と基点K 3を結ぶ線、基点K 3と基点K 2を結ぶ線、基点K 2と基点K 1－5を結ぶ線、基点K 1－5と基点K 1－4を結ぶ線、基点K 1－4と基点K 1－3を結ぶ線、基点K 1－3と基点K 1－2を結ぶ線、基点K 1－2と基点K 1－1を結ぶ線、基点K 1－1と基点K 1を結ぶ線、基点K 1と基点A－6を結ぶ線、基点A－6から基点A－8までの各点を順次に結ぶ線及び基点P 1と基点A－8を結ぶ線」に改め、同事項の「注3」中「補点㊿ 基点P 67から方向角94度00分00秒の方向120.00メートルの地点」を
「補点㊿ 基点P 67から方向角94度00分00秒の方向120.00メートルの地点
基点A－1 補点Aから方向角57度28分00秒の方向20.47メートルの地点
基点A－2 基点A－1から方向角344度25分59秒の方向102.32メートルの地点
基点A－3 基点A－2から方向角246度26分10秒の方向3.50メートルの地点
基点A－4 基点A－3から方向角333度31分13秒の方向3.01メートルの地点
基点A－5 基点A－4から方向角246度27分36秒の方向5.51メートルの地点
基点A－6 基点K 1から方向角315度13分42秒の方向4.44メートルの地点
基点A－7 基点A－6から方向角43度17分14秒の方向2.13メートルの地点

基点A－8 基点A－7から方向角311度00分14秒の方向10.96メートルの地点
基点K 1 基点K 1－1から方向角315度11分51秒の方向0.82メートルの地点
基点K 1－1 基点K 1－2から方向角40度26分11秒の方向2.83メートルの地点
基点K 1－2 基点K 1－3から方向角310度26分46秒の方向3.08メートルの地点
基点K 1－3 基点K 1－4から方向角310度25分34秒の方向2.52メートルの地点
基点K 1－4 基点K 1－5から方向角220度26分12秒の方向2.60メートルの地点
基点K 1－5 基点K 2から方向角304度50分19秒の方向3.06メートルの地点
基点K 2 基点K 3から方向角312度13分39秒の方向13.24メートルの地点
基点K 3 基点K 4から方向角318度02分06秒の方向7.27メートルの地点
基点K 4 基点A－5から方向角335度46分53秒の方向25.97メートルの地点」
に改める。

公 表

平成15年8月12日及び9月9日実施の平成15年度北海道改良普及員資格試験の合格者は、次の合格者名簿のとおりである。
（「次の合格者名簿」は、省略し、その名簿を北海道農政部農業改良課及び各支庁農業振興部農務課に備え置いて縦覧に供する。）
平成15年9月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年9月26日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 上川郡鷹栖町26番1 ほか56筆(第1工区) |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
鷹栖町土地開発公社 理事 佐藤 節雄 |
| 3 開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号 | 平成15年3月7日 上建設第14－12号 |

北海道留萌支庁告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工

事は、完了した。

平成15年 9月26日

北海道留萌支庁長 真 鍋 俊 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 留萌市東雲町 2丁目85番地 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 留萌市高砂町 3丁目 6番 1号
- 北都物産株式会社 春木 信一
- 3 開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号
- 平成15年 1月15日 留建指第54号

北海道十勝支庁告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年 9月26日

北海道十勝支庁長 近 藤 光 雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 広尾郡広尾町公園通北 2丁目12番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 広尾郡広尾町丸山通南 1丁目14番地
- 畑下 茂
- 3 開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号
- 平成15年 5月20日 十建指第15－ 2号

道 地 方 労 働 委 員 会 訓 令

北海道地方労働委員会訓令第 3 号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 9月26日

北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫

北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の一部を改正する訓令
北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第 2 条第 3 項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用

機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前 2 号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第 1 項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第 2 項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第 1 項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道地方労働委員会会長 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日		
住 所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)			
氏 名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
連絡先		電話番号	

北海道情報公開条例第 9 条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	
2 開 示 の 区 分	(1) 閲覧又は視聴 ()

（希望する開示方法の番号を）
○印で囲んでください。） (2) 写しの交付（ ）

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
--------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年 月 日
5 担当課等	電話 (内線) 課
6 備考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

（日本工業規格A4）

附 則

- この訓令は、平成15年10月1日から施行する。
- この訓令による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道地方労働委員会規程の規定は、この訓令の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

北海道地方労働委員会訓令第4号

北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年9月26日

北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫

北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令
北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ（以下「公文書等」という。）」を「公文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等（録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」に、「係る公文書等」を「係る公文書」に改める。

別記第2号様式中

「 (1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 を

「 (1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 () に改め、同様式末尾欄外

注の事項に次の2事項を加える。

- 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。

- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあつては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

附 則

- この訓令は、平成15年10月1日から施行する。
- この訓令による改正後の北海道地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第6号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道収用委員会規程及び北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を次のとおり改正する。

平成15年9月26日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道収用委員会規程（平成10年北海道収用委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を収用委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 電磁的記録（収用委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複

写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を収用委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道収用委員会会長 様

※ 太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日		
住 所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)			
氏 名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
連絡先		電話番号	

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の 名称又は内容	
2 開 示 の 区 分 (希望する開示方法の番号を ○印で囲んでください。)	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の 開示が公益上必要 がある理由	
----------------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受 付 年 月 日	年 月 日
-------------	-------

5 担 当 部 課 等	建設部収用委員会事務局 電話 (内線)
6 備 考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものについては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

(日本工業規格A4)

(北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第2条 北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を収用委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 電磁的記録（収用委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ（以下「公文書等」という。）」を「公文書（電磁的記録を収用委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出

力したものを含む。以下この条において同じ。）」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等（録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」に、「係る公文書等」を「係る公文書」に改める。

別記第2号様式中

(1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 を

(1) 閲覧又は視聴 ()
(2) 写しの交付 () に改め、同様式末尾欄

外注の事項に次の2事項を加える。

- 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものについては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

附 則

- この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道収用委員会規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。
- 第2条の規定による改正後の北海道収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第136号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月26日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 冬用タイヤ 664本
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期日 平成15年10月28日
(4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(2) 入札日時 平成15年10月10日 午前10時
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等又は電報による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 3に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 その他
(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年8月15日（第1493号）
北海道選挙管理委員会告示第93号（不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
138	右	21
誤	北海道選挙管理委員会告示第93号	
正	北海道選挙管理委員会告示第94号	

○平成15年9月2日（第1498号）
北海道釧路土木現業所告示第7号（特定調達契約に係る落札者等の公示）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
26	右	2
誤	A・G・1W付2台	
正	A・G・1W付1台	

